

定例会議の開催状況

第1 開催日時

令和5年3月23日（木） 午前10時～午後2時40分

第2 開催場所

公安委員会室

第3 出席者

1 公安委員会

上枝委員長、岡委員、大石委員

2 警察本部

本部長、警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、
首席監察官、地域監、情報通信部長、公安委員会補佐官

3 陪席

総務課長

第4 委員説示

委員から、「今井本部長は、着任時に、交通死亡事故や身近な犯罪の抑止に努めてまいりたいと抱負を語っていたが、全体的に見て目標を十分達成したのではないかと感じている。異動先でも引き続き国民のために頑張っていたきたい」旨の発言があった。

第5 議題事項

1 香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部改正について

県警察から、香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部について所要の改正を行う旨の報告がなされ、審議の上了承した。

委員から、「社会情勢が変化していく中で組織改編は重要なことだと思う。警察職員の定数が変わらないため、改編には困難も伴うが、必要な部署に必要な人員を配置し、時代の流れに応じた組織運営となるよう努めていただきたい」旨の発言があった。

2 令和5年度における留置業務に関する実地監査計画について

県警察から、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第18条の規定により、令和5年度における実地監査計画を策定する旨の報告が

なされ、審議の上了承した。

委員から、「巡回については、被留置者の自殺防止等のためにも複数人の目でしっかり実施していただきたい」旨の発言があったほか、委員から、「性別や属性等に応じた処遇については、適正に行っていただきたい」旨の発言があった。

3 道路交通法施行細則等の一部改正について

県警察から、道路交通法の一部を改正する法律の施行及び制限外積載に係る高さ指定道路の区間追加に伴い、道路交通法施行細則等の一部を改正する旨の報告がなされ、審議の上了承した。

第6 報告事項

1 初任科第93期及び一般職員初任科第35期入校式の挙行について

県警察から、令和5年4月7日（金）県警察学校において、初任科第93期及び一般職員初任科第35期に対する入校式を挙行する旨の報告がなされた。

委員から、「充実した教育制度の下、初任科生には多くの知識や技能を身に付けてもらい、全員がそろって無事卒業していただきたい」旨の発言があった。

2 令和4年度香川県警察退職者表彰式の実施について

県警察から、令和4年度香川県警察退職者表彰式を実施する旨の報告がなされた。

委員から、「退職者については、長年、県民の安全安心のために尽力していただいた。感謝申し上げる」旨の発言があった。

3 「新入学（園）児の交通安全活動」の実施について

県警察から、交通ルールに不慣れな新入学（園）児に対して、正しい交通ルール・交通マナーの実践を習慣付け、交通事故防止のための安全意識の高揚を図ることを目的に実施する旨の報告がなされた。

委員から、「新入学（園）児等に対して、制服警察官が交通ルールを教えることは、非常に良い取り組みだと思う。できる限り、多くの学校等で実施していただきたい」旨の発言があったほか、委員から、「自転車に乗車する際にはヘルメットの着用、車に乗車する際にはシートベルトの着用をするよう、繰り返し、県民に呼び掛けていただきたい」旨の発言があった。

4 公安委員会の交通規制（専決分）の実施について

県警察から、公安委員会の交通規制（専決分）については、「一灯点滅式信号機の廃止及びこれに伴う一時停止の新設」、「車線増設に伴う進行方向別通行区分等の変更」、「交差点改良に伴う一時停止の新設、横断歩道の変更（増設）」等の合計 29 か所（区間）を実施する旨の報告がなされた。

委員からは、「各警察署協議会でも要望が多く出されるが、地元の危険箇所については地域住民がよく知っている。是非、そういった地域の声を吸い上げていただきたい」旨の発言があった。

第 7 意見の聴取等の審議結果について

県警察から、運転免許の取消し等に係る意見の聴取等について報告がなされ、審議の上、処分内容を決定した。

第 8 決裁

公安委員会定例会議会議録の作成及び公表について
(令和 5 年 3 月 2 日開催分)

第 9 その他

1 ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく禁止命令等の実施状況について

県警察から、令和 5 年 2 月中のストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく禁止命令等の実施状況について報告がなされた。

2 嘱託警察犬の委嘱式について

県警察から、嘱託期間満了に伴い、新たに選考した嘱託警察犬の委嘱式を開催する旨の報告がなされた。

3 犯罪被害者等給付金の裁定について

県警察から、犯罪被害者等給付金支給裁定のための調査結果の報告を受け、裁定を行った。